令和４年度総合事業等説明会（ＷＥＢ併用）　　令和４年４月22日（金）19:00～20:30

※マイクはミュートで、画面をONでお願いします。

※本日第１部に関しては質疑応答の時間を設けていませんので、終了前に行うアンケートにご記入ください。後日回答させていただきます。

1. 開会あいさつ　　介護長寿課長　　今泉　俊一

2. 第１部　　中津市総合事業等説明　　介護長寿課予防係　今冨、黒岩

3. 第２部　　報告「三方よし」のケアマネジメントの実現に向けた竹田市の取組

報告者：竹田市地域包括支援センター様

4. 意見交換　　第２部の内容について竹田市の方たちと意見交換

ミュートを解除にして発言してください。

5. アンケート回答　　WEBアンケートにご回答ください。

下記のURLはチャットからリンクできます。

https://logoform.jp/f/gFzIe

6. 退出　　アンケートを回答された方からご退出ください。

令和４年度
中津市総合事業等説明会

令和４年４月22日（金）

中津市 福祉部 介護長寿課　介護予防係
☎０９７９－６２－９８０５

介護保険法（一部抜粋）

（目的）

第１条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第２条　介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

２　前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止**に資するよう行われるとともに、**医療との連携に十分配慮して行わなければならない**。

３　第１項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

４　第１項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、**その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない**。

（国民の努力及び義務）

第４条　国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、**要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める**ものとする。

２　国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

目　　次

（行政報告）

１．　中津市の現状と課題について　１Ｐ

２．　総合事業の実績について　３Ｐ

３．　要支援認定者及び事業対象者のデイでの入浴について　４Ｐ

４．　指定に関する注意事項について　５Ｐ

５．　指定内容変更・更新申請について　９Ｐ

６．　介護事業所のサービス提供中の事故について　１３Ｐ

７．　その他　情報提供　１４Ｐ

８．　「食」の自立支援事業　１５Ｐ

９．　短期集中型サービス　１７Ｐ

１０．校区別社会資源リスト　別冊

１．中津市の現状と課題について

（１） 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移

中津市の人口は平成 22 年（2010 年）４月１日の 85,897 人から令和４年（2022 年）３月 31 日には、82,626 人と減少傾向を示しており、令和７年（2025 年）には 80,836 人と推計されています。総人口が減少している一方で、８５歳以上の人口は今後も増加し、下のグラフのように 2010 年の人口を基準にすると、2025 年には 1.49 倍、2040 年には 1.89 倍に増える見込みです。

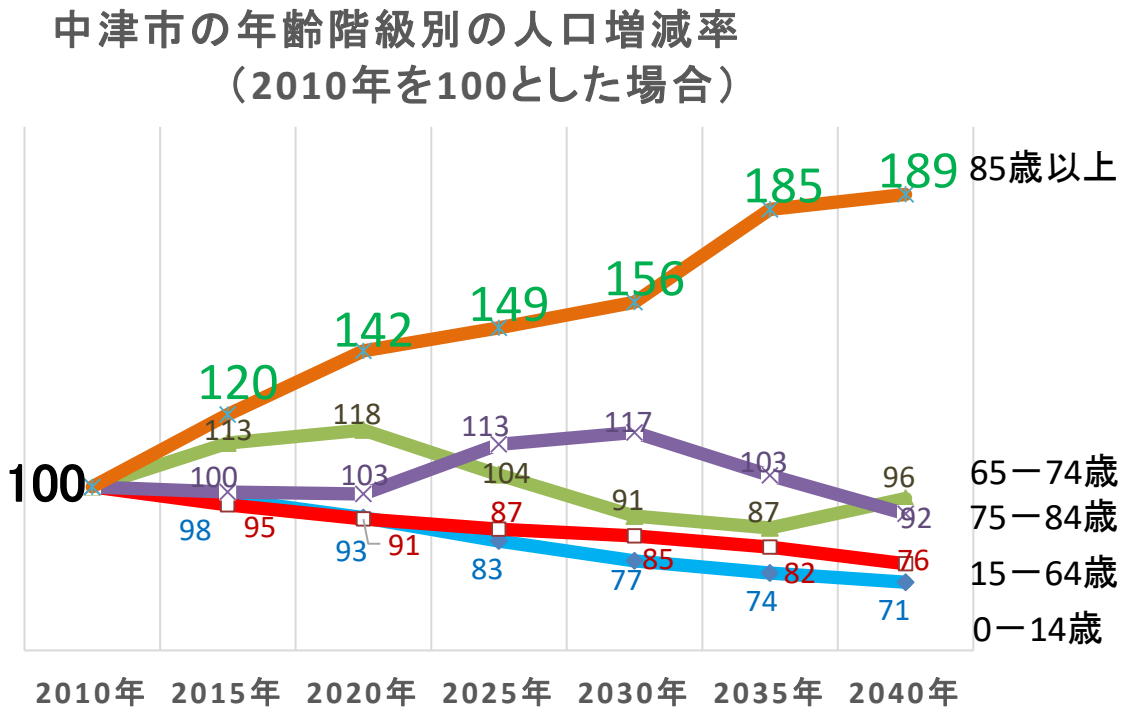

（出典）国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域将来推計人口』（平成25年3月推計）

（２）要介護（要支援）認定者数

６５歳以上の高齢者人口は増加傾向で、要介護（要支援）認定者数も、平成 22 年４月１日の 3,661 人（要介護認定率 16.8%）から令和４年３月 31 日の 4,769 人（要介護認定率 18.7%）へ増加しています。また、令和７年度（2025 年）には、4,953 人（要介護認定率 19.2%）、令和 22 年度（2040 年）には、5,169 人（要介護認定率 21.9%）が見込まれます。

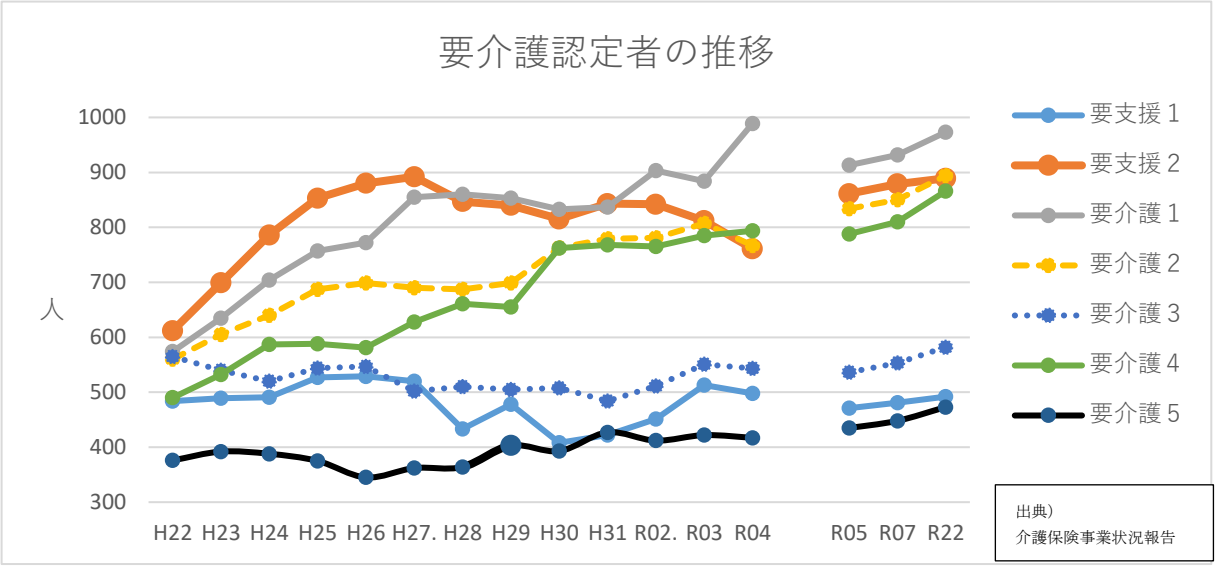

（３）事業対象者の主要疾患

主な健康問題で一番多いのが廃用症候群系で 52.9%となっています。

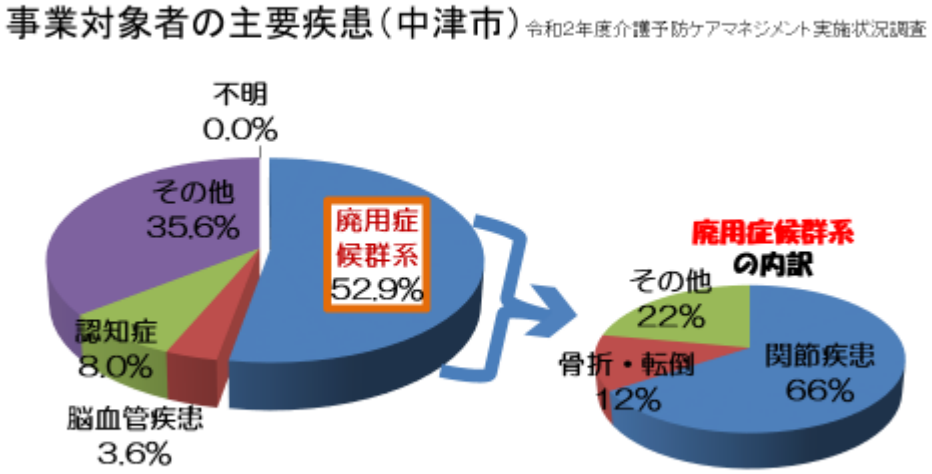

（４）これからの中津市の介護予防図

要介護認定率より 2 割近い高齢者に支援が必要な状態になっていますので、自立支援型のプラン・サービスの推進と、地域づくりによる介護予防の拡大により、要介護認定率の低下を目指します。

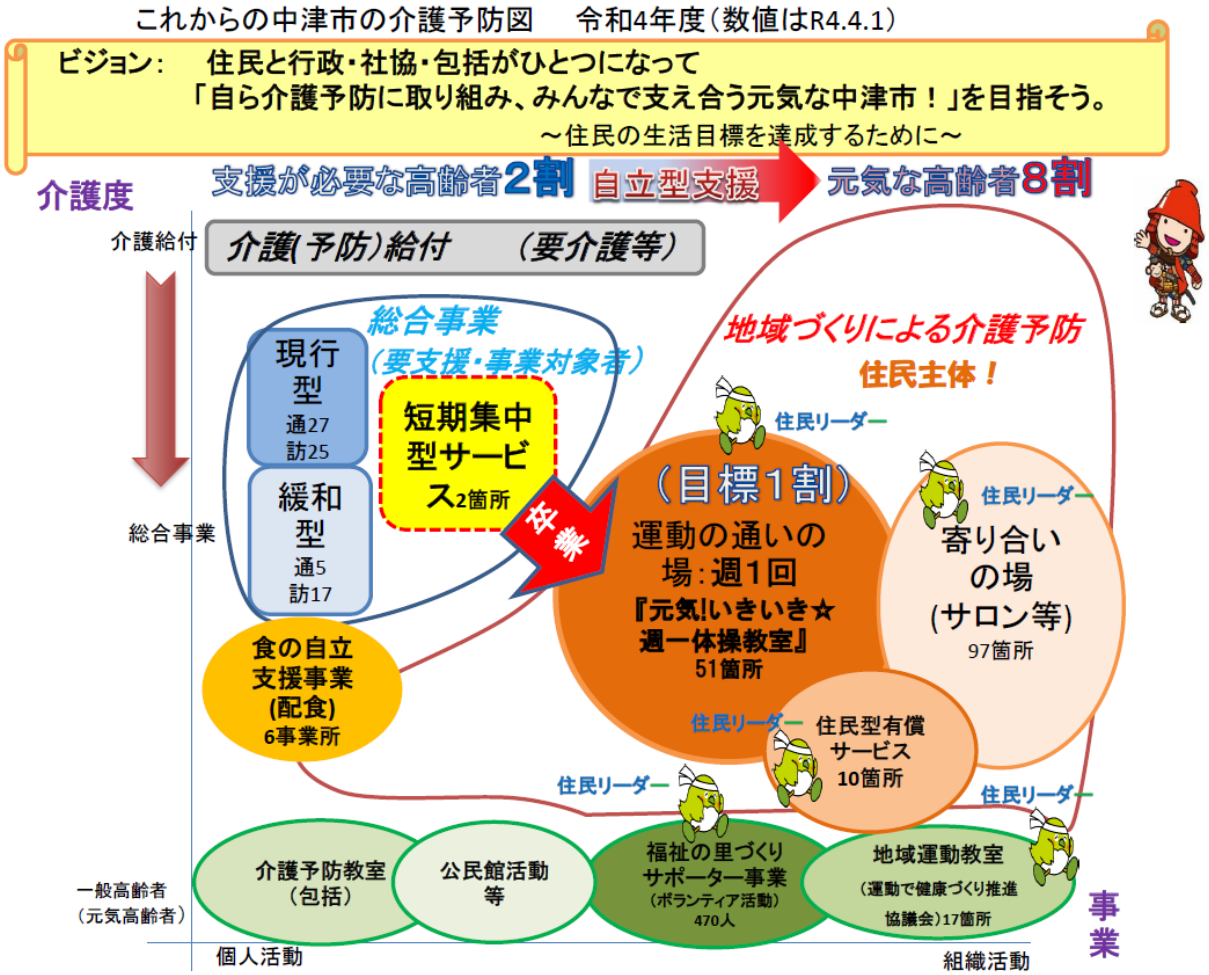

2. 総合事業の実績について

（1）プラン月平均の年次推移

平成 27 年度から始まった総合事業のプラン「介護予防ケアマネジメント」は平成 29 年度を頂点に毎年減少しており、逆に指定介護予防支援は増加しています。

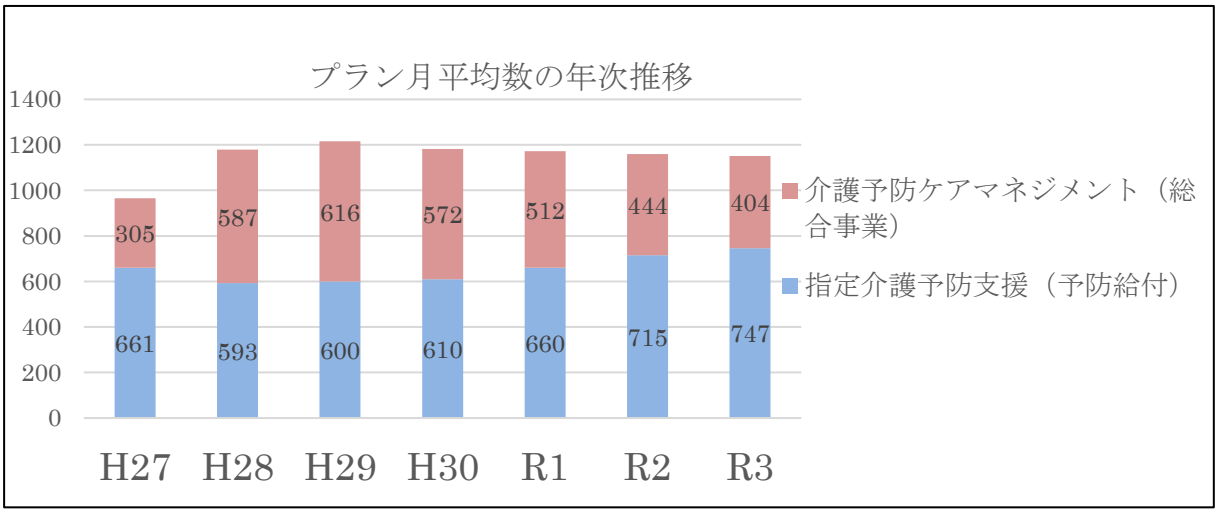

（2）対象区分別月平均プラン数の年次推移

増加傾向にあるのは指定介護予防支援の要支援 1、減少傾向にあるのは介護予防ケアマネジメントの事業対象者です。

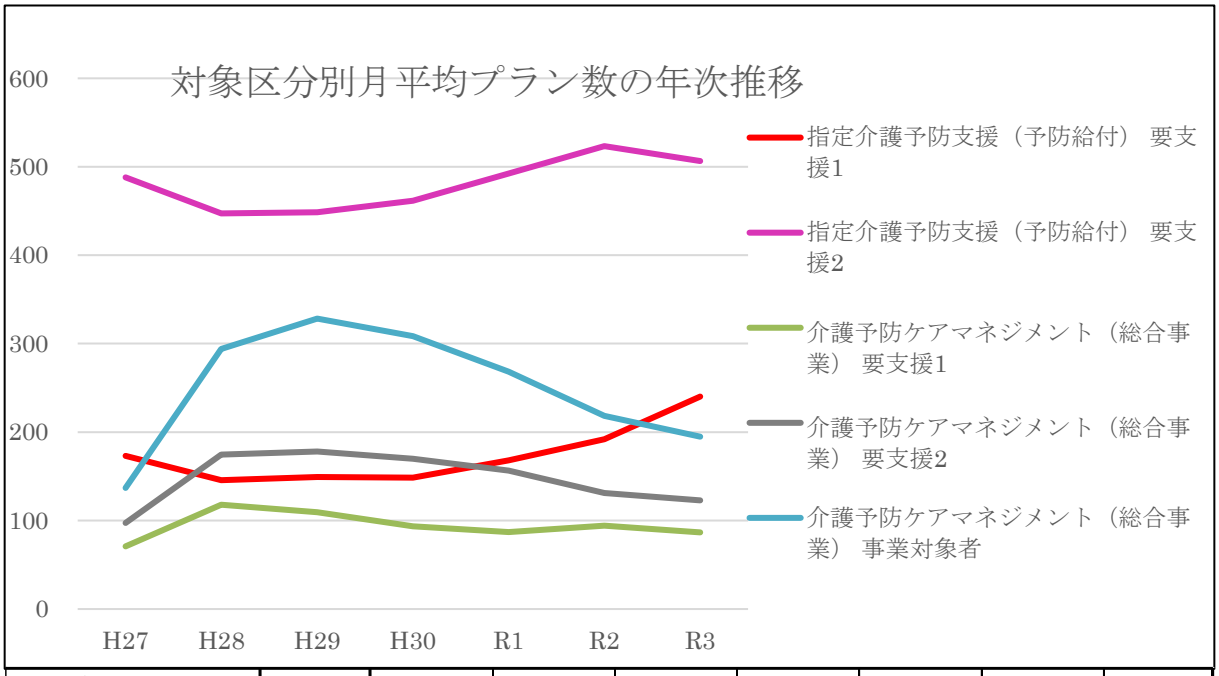

プランの種類	対象区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
指定介護予防支援（予防給付）	要支援1	173	146	149	149	168	192	240
	要支援2	488	447	449	462	492	523	506
介護予防ケアマネジメント（総合事業）	要支援1	71	118	110	94	87	94	87
	要支援2	97	175	178	170	157	131	123
	事業対象者	137	294	328	308	268	219	195

＊（1）（2）ともに R3 のみ、介護予防ケアマネジメントは 11 か月分、指定介護予防支援は 10 か月分の実績。

３．要支援認定者及び事業対象者のデイでの入浴について

令和２年度に実施いたしました、総合事業のアンケートについてデイサービスより入浴に関する加算について要望が多く上がりましたので、実態調査と今後の方針について検討いたしましたので報告いたします。

要支援者の入浴の状況について　　（回答　２６事業所１７事業所回答）

要支援認定者・事業対象者の受けいれ	２９０人
その内、入浴をしている方	１０４人
入浴する人の中で自宅でも入浴が可能な方	３８人

【デイサービスでの入浴に関する支援内容内訳】

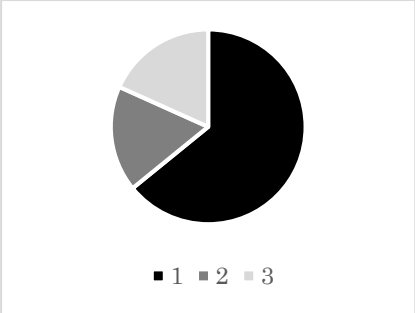

１．入浴無しの方
１８６名

２．入浴中に身体介助が必要な方
５１名

３．入浴中に見守り・声掛け支援が必要な方
５３名

入浴している人の方について、身体介助が必要な方が約半数いるのに対し、見守り・声掛けの支援だけでよい方、また、自宅でも入浴可能な方も多くいらっしゃると感じているという結果になりました。

他市の状況と比べ、中津市が入浴に関して特に負担が大きいとの情報も得られなかったため、入浴に関する加算の創設は見送ることとなりましたが、デイサービスの方では入浴の必要性を感じてない方も入浴していると感じているようです。

見守り・声掛け支援がないと入浴できない方というのも多くいらっしゃるとは思いますが、介護予防の観点からも自宅で入浴できない方の原因や自宅で入浴するための方法についてサービス担当者会議にて、入浴の必要性等についてよく検討を行うなど、意識を統一したうえで支援を行うようにお願いいたします。

４．指定に関する注意事項について

（１）運営にあたっての留意事項

中津市条例（人員・設備・運営）等は、介護予防・日常生活支援サービス事業者がその目的を達成するために必要な、最低限度の基準を定めたものであり、常にその運営の向上に努めなければなりません。

サービス種別ごとの中津市条例等で定められた人員基準は、最低限配置することとして義務付けられた人員基準であり、この基準を下回ることがないよう注意する必要があります。勤務表などにより、勤務予定と勤務実績を管理し、必要な人員が確保されていることを毎月確認してください。また、各事業所において利用者に対する適切なサービス提供ができるよう、適正な人員配置に努めてください。

（２）運営にあたっての自己点検時の要点

現在、介護予防・日常生活支援サービスにおいては、実地指導を行ってはおりません。しかし、適切でない運営がされているとの情報があれば、実地指導等も検討しておりますので日ごろから適切な運営に努めてください。

下記の表は、実地指導時の基本的な指摘事項等を中心に記載したものです。業務のマニュアル化やチェックリストで定期的に確認する等、自己点検に努めてください。

□注意事項
◎運営規程、重要事項説明書、契約書等について ・運営規程、重要事項説明書の従業者の職種、員数及び職務の内容は最新のものを掲載してください。また、利用料等についても実情と一致していない箇所があるため、整合性をとってください。 ※ 従業者の員数については「○人以上」という記載ができるようになりました。運営規程等を変更する場合は、市に変更届を提出してください。 ・代筆者がサインした場合は続柄を記載するようにしてください。 ・制度改正による料金や負担割合の変更があった場合、常に見直しを行ってください。 ・最新の運営規程、重要事項説明書を、事業所内の見やすい場所に掲示してください。（全てのページが見えるようにする必要はなく、製本した状態やデータでの掲示で可。） ・契約書や同意書に日付の記入漏れ等の不備がありました。漏れが無いよう必ず確認をしてください。
◎変更届の提出について ・指定に関する事項や運営規程・重要事項説明書に変更があったときは、必要書類を揃え、１０日以内に変更届の提出が必要です。
◎勤務体制の確保について ・勤務表に常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されていませんでした。勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、必要事項を記載した勤務表としてください。 ・出勤簿等で出勤記録を残していませんでした。出勤日や従事時間、休暇、遅参早退等の状況が確認できるよう管理してください。
◎研修について ・職員の資質向上のため、事業所内研修や外部研修の機会を確保してください。 ・研修や職員会議は、記録や議事録を整備してください。 ・職員の出欠状況を記録してください。

・内部研修と外部研修について、それぞれ分かりやすく区分けし、資料を保管してください。
・欠席者へのフォロー（伝達・回覧）を確実に行ってください。

◎従業者の秘密保持について
・従業者の退職後における「利用者及びその家族」の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めを行ってください。

◎介護報酬改定について
・介護報酬改定に伴う利用料金の変更に関する同意は、口頭で説明を行うだけでなく、利用者等との間で料金のトラブルが発生しないためにも、利用者またはその家族に説明を行うとともに、書面にて同意を得ることが適切です。

◎加算の算定について
・加算及び減算の算定要件について、基準や留意事項等に則り、加算要件等を適宜確認し、算定要件上で必要な項目について明確に記録してください。介護給付費の算定誤りの無いよう、確実に要件を満たしていることを確認し、請求してください。

◎受給資格等の確認について
・被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証等を確認し、写しを保管してください。
・税の修正申告などにより負担割合が変わる可能性もあるので、指定居宅介護支援事業所等との連携に努めてください。

◎サービス提供記録について
・給付費請求の根拠となるため、サービスの提供日、提供時間、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等を、正確に具体的に記載してください。
・サービス提供記録は、利用者からの申し出により情報を開示するサービス実施の証明であるのと同時に、職員間で利用者の状態の把握、共有するための重要なものであるため、記録はわかりやすく、簡潔に、丁寧に残してください。
・介護日誌は日付順で整理するなど、後で見返すことができるようにしてください。
・食事及びおやつについて、何を食べたのか、何食食べたのか等、記録を残すようにしてください。
・各種記録は、誰が記載したのかを明確にしてください。
・被保険者証の介護保険施設等の欄に施設名と入退去年月日を記入してください。
・記入漏れや印漏れ、不適切なサービス提供が行われていないかどうか等、記録の内容を定期的に確認してください。

◎利用料金について
・「その他の日常生活費」を徴収することはできますが、歯ブラシ等の物品は、個人で準備するか、事業所が提供した場合は実費分を徴収するべきであり、毎月定額を徴収することは適切ではありません。
・「その他の日常生活費」を徴収する場合は、実費相当額の範囲内とし、電気代等を徴収する場合はその積算根拠を明確にしてください。
・日常生活費等を徴収する場合は、必ず書面による同意書に署名捺印をもらってください。

◎介護サービス計画について
・同意について、代筆または代理で署名捺印する場合、次のように取り扱ってください。
利用者が書くことが困難な場合⇒代筆（利用者氏名・捺印＋代筆者氏名・続柄・捺印）
利用者の意向が確認できない場合⇒代理（代理人氏名・続柄・捺印）
・暫定プランの場合、第１表の介護度・認定有効期間は未確定のため記入しないでください。
・第１表の家族の意向欄は、前回と変化がなくてもコピーするのではなく毎回家族の言葉を聞き取り、記載してください。
・計画書の同意をもらったときには、支援経過に記録してください。
・介護サービス計画は、利用者・家族に対して説明・同意を得てからサービスを開始しなければなりません。やむを得ず、サービス開始後になる場合、事前に電話等で説明し、同意を得たことを支援経過等に記録してください。

・アセスメントから導かれた課題に対し、居宅サービス計画に沿った当該サービス計画の個別目標を立て、その実施状況の把握・評価を行い、必要に応じて当該サービス計画を変更してください。
・短期目標は６ヶ月、長期目標は１年を目安に作成してください。
・短期目標は、モニタリング時に評価しやすいよう、なるべく具体的に設定してください。
・介護支援専門員が作成した居宅サービス計画と事業所の個別援助計画書との整合性を図ってください。また、個別援助計画書は介護支援専門員に交付してください（本来は、介護支援専門員が事業所に対して求めなければならない）。

◎介護等について
・薬は適正に管理し、誤薬等を防止するため、複数の職員でダブルチェックを行ってください。
・身体拘束に関する指針を定め、施設長、管理者が内容を十分に認識しておく必要があります。また、身体拘束に関する委員会を適正に開催してください。

◎非常災害対策について
・緊急連絡網が古い情報のままになっていることがあるため、常に最新の情報に更新してください。
・避難訓練は、地域住民等にも声掛けを行い、地域との連携に努めてください。

◎衛生管理について
・冷蔵庫内に賞味期限が切れた調味料が入っていることがありました。期限管理を徹底し、定期的に整理してください。
・清潔保持による感染症の予防や快適な生活環境を維持できる体制を整えてください。
・清潔保持の目的を明確にし、日常的に実施する清掃や特別に実施する清掃について作業計画を立て、作業手順書（清掃マニュアル）を作成し、清掃実施後は記録を残していく等の体制を整えてください。

◎苦情処理について
・意見箱の近くには用紙、筆記用具を設置し、利用者および家族等が意見を投函できるようにしてください。
・意見箱は、事務室から見えない場所に設置するなど、利用者や家族が書きやすい場所に設置してください。
・苦情内容記録票の様式について、家族へ報告した内容を記録できるようにしてください。
・苦情内容は、常勤・非常勤に関わらず、事業所内で情報共有出来る体制を整えてください。

◎事故発生時の対応について
・事故マニュアルを整備し、事故が発生した際の対応について職員間で情報共有してください。
・事故報告書には家族へ報告した内容も記録してください。
・補償等について家族と話をした場合、経過や結果を記録してください。
・病院受診をした利用者の事故記録が保管されていないケースがありました。漏れなく作成・保管してください。
・事故簿冊の管理方法は、人でファイリングするのではなく、事故簿冊を１冊として管理してください。
・事故を未然に防ぐためにも、些細な事案でもヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有してください。
・同じような事故やヒヤリハットが多発している場合、原因分析を行い、再発防止策を講じてください。
・事故報告の要件に該当する場合は、速やかに市に報告してください。

◎地域との連携について
・避難訓練は、地域住民等にも声掛けを行い、地域との連携に努めてください。

◎その他
・諸記録の保存期間は、中津市条例で５年間と定められています。
・パンフレットのサービス利用料は、２割や３割負担の方についても、負担金額が異なる

旨を一言記載するなどの対応を行ってください。
・介護六法、介護報酬関連書籍等は、職員が常時閲覧できる環境にしてください。

・人員（勤務表等）、設備（備品台帳等）、運営（業務日誌、ケースファイル等）に関する書類は、誰が見てもわかりやすいように、簿冊ごとにファイルに綴じて整理してください。。
・重複する書類等については、書類の簡略化や効率化を進め、事務負担軽減の図ってください。

（３）令和３年度新規指定を行った事業所について

中津市内

事業所名	事業種別	住所
元気村	通所介護事業	大分県中津市耶馬溪町樋山路 15 番地 5
ヘルパーステーションてくてく	訪問介護事業	大分県中津市大字大塚前浜 465 番地 1
デイサービスセンターゆるりと	通所介護事業	大分県中津市大字大塚前浜 465 番地 1

近隣市町村

事業所名	事業種別	住所
訪問介護事業所さくら	訪問介護事業	大分県宇佐市大字南敷田 776 番地の 1
デイサービスセンターさくら	通所介護事業	大分県宇佐市大字南敷田 762 番地の 1

５．指定内容変更・更新申請について

（１）指定内容の変更

介護予防・日常生活支援の指定に係る内容に変更がある場合は、介護保険法施行規則第 131 条の 13 に基づき、市あてに「変更届出書（様式第２号）」の提出が必要です。また、指定の廃止・休止・再開をする場合も、事前に届出が必要です。
各種届出書の提出期限は以下のとおりです。

◎変更届出書の提出と期限

届出種別	提出期限
指定を受けた内容に変更が生じた場合※１	変更が生じた日から１０日以内
休止していた事業所を再開する場合※２	
指定を廃止又は休止する場合　※２	廃止又は休止する日の１月前

※１　加算の算定の有無にかかわらず、運営基準に定められた人員が欠如する場合や、事業所の移転等、変更事案に重要性がある場合は**事前に**市に連絡・相談を行ってください。判断に迷う場合も同様です。
※２　届出を提出する前に、必ず中津市に報告を行ってください。報告せずに届出様式を提出しても、受理いたしかねます。

◎変更届出の添付書類

【訪問介護】

変更を要する内容
ア　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
イ　申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
エ　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図
オ　事業所の管理者氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
カ　運営規定

書類＼変更届出が必要となる事項	ア		イ	ウ	エ	オ	カ					
	名称	所在地					名称	所在地	従業者	営業日、時間その他の費用	事業実施地域	その他
様式第２号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照表（第７号様式中に記載できれば不要）							△	△	△	△	△	△
付表1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等			○	○								
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表						○			○	○		
事業所に係る組織体制図						○			○			
管理者又はサービス提供責任者の経歴書						○						
訪問介護員等の資格を有することを証する書類						○			○			
事業所の平面図、位置図、写真、賃貸借契約書等					○							
運営規定	○	○					○	○	○	○	○	○
誓約書（△代表者、管理者変更の場合のみ）			△			△						

【通所介護】

変更を要する内容

ア　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

イ　申請者の名称及び重たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該施設の一部として使用される施設を州するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び施設の概要

オ　事業所の管理者氏名、生年月日及び住所

カ　運営規定

書類＼変更届出が必要となる事項	ア		イ	ウ	エ	オ	カ					
	名称	所在地					名称	所在地	従業者	営業日、時間その他の費用	事業実施地域	その他
様式第２号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照表（第７号様式中に記載できれば不要）							△	△	△	△	△	△
付表2　指定にかかわる記載事項	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
申請者の登記事項証明書			○	○								
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表						○			○	○		
事業所に係る組織体制図						○			○			
事業所の従業者の資格を有することを証する書類									○			
事業所の平面図、位置図、賃貸借契約書等					○							
写真					○							
事業所（施設）の設備の概要					○							
消防法の検査済証等					○							
運営規定	○	○					○	○	○	○	○	○
誓約書（△代表者、管理者変更の場合のみ）			△			△						

【事業費の請求に関する事項の変更の届出】

加算等の変更がある場合は、下記の書類の提出をお願いします。

※ただし、処遇改善加算、特定処遇改善加算については介護係の指示通りに提出をお願いいたします。

事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1）

事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 2-1，2-2）

（２）事業所の指定更新

総合事業を含む介護保険事業所の指定の効力について、６年間の有効期間が設けられています。

このため、事業を継続するためには、６年ごとに指定の更新申請を行う必要があり、有効期間が満了しても更新を行わない場合は指定の効力を失うこととなります。

令和４年度中に指定更新申請が必要となる事業所

事業所指定の有効期間終了日 （市の申請時期の目安）	事業種別	事業所名
令和４年４月３０日 （令和４年３月）	訪問介護事業	ヘルパーステーショングリーンヴィレッジ
	通所介護事業	デイサービスセンターグリーンヴィレッジ
令和４年６月３０日 （令和３年６月）	訪問介護事業 訪問型サービスＡ	ヘルパーステーション悠々
	通所介護事業	デイサービスセンター悠々
令和５年３月３１日 （令和３年９月）	通所介護事業	デイサービスセンターさざんか荘

（３）届出及び申請に係る様式等の記載についての注意事項

・様式第２号　変更届出書

（様式第２号）

変　更　届　出　書

令和　　年　　月　　日

中　津　市　長　　あて

所在地

事業者　　名称　　印

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け

訪問介護事業（A2）
訪問型サービス（A3）
通所介護事業（A6）
通所型サービス（A7）
のいずれかを記入ください。（）内の記入は不要です。

	介護保険事業者番号	
指定内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類	訪問介護事業・訪問型サービス	

・付表１　訪問介護事業・訪問型サービスＡ事業所の指定に係る記載事項

・付表２　通所介護事業・通所型サービスＡ事業所の指定に係る記載事項

市町村ごとに単価を設定するので介護報酬告示額や厚生労働大臣の定める額等と記入しないでください。

	基準上の必要人数（人）													
	適合の可否													
主な掲示事項	営業日	日	月	火	水	木	金							
	営業時間	平日				～				日曜・祝日		～		
		備考												
	利用料	法定代理受領分	保険者の定める額の1割～3割											
		法定代理受領分以外	保険者の定める額の1割～3割											
	その他の費用	運営規定に定める通り												
	利用者数（推定数）													
	通常の事業実施地域	①		②		③		④		⑤				
		備考												
添付書類		別添のとおり												

法改正等により、届出及び申請に必要な様式等や添付資料は改定される場合があります。届出又は申請を行う場合は、市からの通知やホームページを確認し、最新の様式等を使用してください。

６.介護事業所のサービス提供中の事故について

（１）事故の報告様式と提出期限

中津市では、**【介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領】**及び**【事故発生時の報告に関する基準】**を定め、事故が発生した場合における中津市への報告の手順は、まずは第一報を**【事故発生連絡票】**（以下、連絡票と表示）により速やかに提出し、その後**【事故報告書】**（以下、報告書と表示）を提出することになっています。

提出期限の目安については、【連絡票】を事故発生日より１週間まで、第１回目の【報告書】は本人の身体等の状態が落ち着いたタイミングで、第２回目以降の【報告書】は本人の状態が変わった場合に遅滞なく提出としています。

報告の不備（連絡の遅れ・連絡票及び報告書の未提出・連絡票と報告書の同時提出など）が無いように、適切な事故報告を心掛けてください。また、電話にて速やかに第一報を報告した場合でも、連絡票は１週間以内を目安に提出してください。

（２）事故の再発防止に向けた取組み

事故の再発を防ぐために、各事業所では防止対策を検討していると思いますが、抽象的なものではなく、より具体的な手段とすることが必要です。報告書にも事業所にて検討された具体的な内容を記入してください。また、同じ事業所内で同じ事故が発生してしまうという事もあるため、職員間の周知徹底を図ることが必要です。

【例】
「細心の注意を払う」
　⇒　どのような場面でどのように対応するのかを防止対策とすること。
「研修を実施する」
　⇒　いつまでに、どのような内容で、誰を対象に行うのかを防止対策とすること。

また、検討した防止対策が本当に実現可能な内容なのかよく考えることも必要です。

【例】
「常に見守りを徹底する」
　⇒　本当に常に見守りを実施出来るのかどうか、疑問が残る。

上記の内容を注意するとともに、ケア計画、リハビリ計画、介護・看護技術、施設などの設備や介護環境など多方面の視点から、事故防止策を検討されるようお願いします。

（４）事故報告様式（中津市ホームページ）

事故報告様式については、下記ホームページからダウンロードできます。

https://www.city-nakatsu.jp/doc/2014081300056/

７．その他　情報提供

（１）介護保険最新情報（大分県高齢者福祉課ホームページ）

厚生労働省から通知された「介護保険最新情報」がホームページで閲覧できます。

https://www.pref.oita.jp/site/144/list10357-23292.html

（２）ＯＩＴＡかいごだより（大分県高齢者福祉課ホームページ）

大分県高齢者福祉課が、事業所・施設向けに「ＯＩＴＡかいごだより」を随時更新しています。

https://www.pref.oita.jp/site/144/oitakaigodayori.html

８．「食」の自立支援事業

高齢者のみの世帯に配食(お弁当の配達)を行う事で食生活の改善と安否確認を行います。

＜対象者＞

中津市内に住所を有する６５歳以上の方で一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で次のいずれにも該当する者

・調理または栄養管理を行うのが困難な者
・食事等を支援してくれている親族がいない者

＜利用回数＞

月曜日～金曜日の昼食又は夕食を１日１回、最大週３回まで

＜負担金額＞

１食５００円（低所得者については３００円）

＜配達事業所＞

対象者のお住まいになっている校区により、配達する事業所が決まっています。

【南部・北部・豊田】　ＮＰＯ法人　ぴいあ
【如水・大幡・今津・三保・和田・鶴居・小楠・沖代】
　宅配・介護のあいあい　株式会社くらや　まごころ弁当ふくろう　宅配クック１２３
【三光】　宅配・介護のあいあい　株式会社くらや　宅配クック 123
【本耶馬渓】　宅配・介護のあいあい　宅配クック 123
【耶馬溪】　耶馬溪料飲業組合
【山国】　宅配・介護のあいあい

（配達業者については令和４年４月１日現在）

＜開始までの流れ＞

１．市　介護長寿課または高齢者相談支援センターにお電話にてお申し出ください。
２．後日、高齢者相談支援センターの職員がご自宅に伺い、どのような生活をしているか聞き取り調査を行います。
　※本人様に決定通知書送付の電話連絡がいる場合、その旨をアセスメント票の特記事項へ記入してください。
３．高齢者相談支援センターより提出された調査結果をもとに市が審査をし、食生活の改善と安否確認が必要と判断すれば、利用決定通知書を郵送し配食の開始日や利用料金をお知らせします。
４．配食は、安否確認も兼ねておりますので、原則手渡しでの受け取りをお願いしています。
５．配達時に安否確認ができなかった時は、緊急連絡先になっている方やその他関わりのある方に安否確認のご協力をいただいております。

＜配食のアセスメント時の注意事項＞

◆ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業（ヤクルトの配達による安否確認。担当：高齢者福祉係）、介護サービスと配食の重複について

配食のアセスメント時に対象者の健康度を考慮しつつ、ヤクルトの配達日や介護サービスのある曜日と被らないように配慮をお願いします。

ヤクルトで安否確認	→	元気高齢者の場合
配食で安否確認	→	栄養改善も必要な場合
介護サービスで安否確認	→	介護の必要な人

ヤクルトは回数も曜日も固定していますので、ヤクルト３回＋配食３回の場合、１日重複します。その場合、重複日に２回の安否確認が必要な理由を特記に書いてください。

（例）認知症で行方不明になる　重篤な疾病により急に倒れる恐れがある　等

◆食生活の改善については１日単位での食事管理が必要であるため、１週間のプランを考えます。１日の摂取カロリーが毎日適正に摂れるように、１週間 21 食の食事を考えます。（高齢者は若い人ほど栄養吸収がうまくできないので日に３食が必要です。）

◆栄養改善配食サービス

医師の指示等により、腎臓機能低下や糖尿病、低栄養の場合は、週６日の治療食を提供するとともに、栄養士の訪問指導を行っています。このような状態の場合は重篤化するリスクも高く、頻回の安否確認も必要と思われます。

◆公費負担について

１食に３１５円の公費が投入されており、支援が必要な方にサービスを支給できるようにする必要があります。食の確保は民間の宅配弁当でもおこなっており、安否確認が必要な場合に限り利用をお願いします。

※山間部などで民間の宅配弁当が使えない地域はこの事業を利用できます。

※生活保護等の低所得者については、本人負担を５００円から３００円に軽減しております。民間の宅配弁当で同額（300 円）のサービスがない場合は、この事業を利用できます。

＜各機関連絡先＞

名称	担当地域	電話番号
高齢者相談支援センターいずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
高齢者相談支援センター三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
高齢者相談支援センター創生園	豊田・沖代	24-6015
高齢者相談支援センター村上	北部・南部	23-0833
高齢者相談支援センター社協	三光・本耶馬渓	26-8833
	耶馬溪・山国	27-8877
介護長寿課　介護予防係	中津市全域	62-9805

※高齢者相談支援センターとは、地域包括支援センターの愛称です。

９．短期集中型サービス

現状と課題について①

要支援認定者と事業対象者の１年後の変化（県内比較）

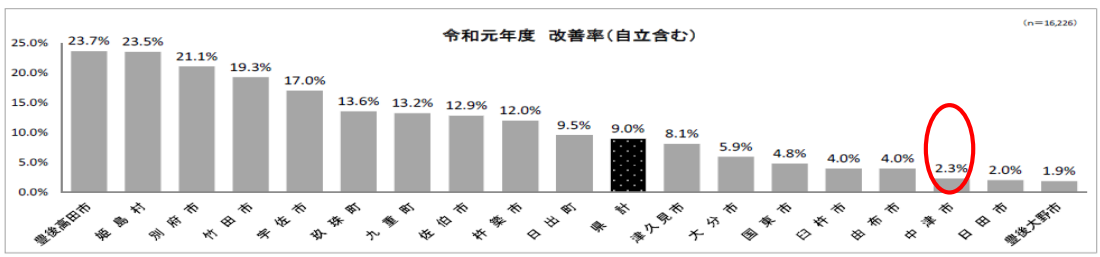

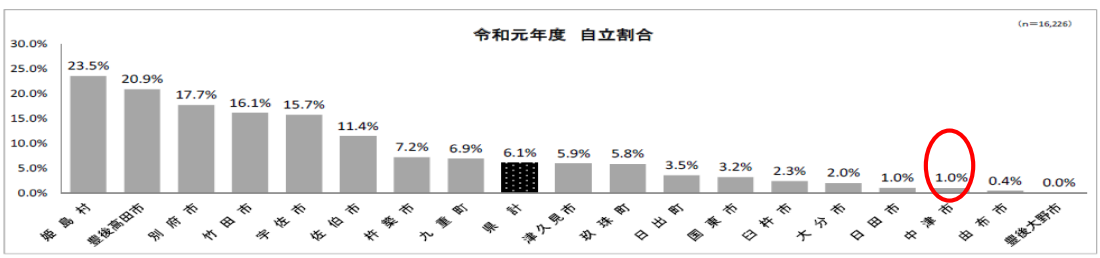

（R2年度介護予防ケアマネジメント実施状況調査より引用 ）

現状と課題について②

R3.12.16
自立支援型サービス推進にかかる担当者会議資料抜粋

短期集中予防サービス（サービスC）の利用状況（市町村別）

R3.4.1時点

区分	通所型短期集中サービスC					訪問型短期集中サービスC				
	実施	事業所数	H30	R1	R2	実施	事業所数	H30	R1	R2
大分市	○	11	704	504	566	○	11	166	93	71
別府市	○	2	30	42	45	○	2	42	36	34
中津市	○	2	0	8	14	○	2	0	9	14
日田市	○	5	2	8	12	○	5	2	8	12
佐伯市	○	2	186	165	127	○	3	171	242	127
臼杵市	○	1	0	6	12	○	2	6	9	17
津久見市	○	3	7	19	13	×（R3.10～）	0	－	－	－
竹田市	○	2	30	41	42	○	3	8	13	14
豊後高田市	○	3	158	172	150	○	3	29	61	62
杵築市	○	3	5	28	33	○	3	5	28	33
宇佐市	○	1	－	－	5	○	3	0	4	13
豊後大野市	○	5	71	63	68	○	6	13	15	12
由布市	○	2	－	4	24	○	2	0	4	24
国東市	×（R3.10～）	0	－	－	－	○	6	0	0	0
姫島村	×	0	－	－	－	×	0	－	－	－
日出町	×	0	－	－	－	×	0	－	－	－
九重町	○	2	46	65	41	○	1	0	0	33
玖珠町	○	2	86	70	64	○	4	8	0	1
計	15	46	1325	1195	1216	15	56	450	522	467

コロナ禍という状況もあり、R1.R2の利用者は横ばい

課題

・新規認定者の約５割は、軽度者。また、事業対象者における介護サービス利用の原因疾患割合をみると、約５割は関節疾患や骨折・転倒等の廃用症候群が占めている。

改善の可能性が高い方！

・サービスを受けている要支援者・事業対象者の１年後の変化をみても、その改善率や自立率は、県下でみても低い状況である。

改善する方を増やす！

・他市に比べても、短期集中型サービスの利用者は少ない状況

廃用等による日常生活動作が困難になった方へ、身体機能や生活機能の向上に、より効果的に取り組んでいくには、リハ職等の専門職を活用し、短期集中的に関与するサービスに適切につなぐことが必要！

大分県の現状・課題について

R4.4.18
令和4年度地域包括ケアシステムの推進にかかる事業説明会
資料抜粋

自立支援型サービス推進にかかる現状と課題

〔R2開始〕

短期集中予防サービスの概要

中津市ではH30.6月～サービス開始

- 持続可能な介護保険制度を構築するため、H29年制度改正により創設されたサービス
- 生活機能が低下している高齢者を対象に、**３～６ヶ月間 短期集中的にリハビリテーション専門職等が介入**し、運動や栄養改善のプログラム等の提供により**生活機能（歩行・入浴・洗濯等）の改善やセルフケアの促進を目指すもの**

現状・課題

- **短期集中予防サービスを実施**している自治体割合が**全国トップレベル**
  〔大分県：**通所・訪問どちらも実施　88.9%**（16市町村（R3年度））〕
  〔全　国：**通所実施 39.6%、訪問実施 22.3%**（Ｒ1年度実績）〕
- 短期集中予防サービス利用者のうち、**状態像が改善（自立）し サービス終了に至った割合は８割**（H30年度大分県実績）

利用者のサービス利用による変化

- **総合事業対象者又は要支援者となる原因の約５割が生活不活発による心身の機能低下**（高齢による衰弱、関節疾患、転倒・骨折など）
- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービス利用に占める、**短期集中予防サービスの利用割合は約１割に留まる**（R2年度実績）

➡ **生活機能の改善が見込まれる高齢者を、短期集中予防サービスへ適切に繋げる仕組みが必要**

課題の要因

- ✓ **サービスが有効な高齢者の見極め**（短期集中予防のアセスメントは通常より時間がかかり、有効性の判断が難しい）
- ✓ **利用者、家族等への周知不足**（短期集中予防サービスの有効性や効果のイメージがわかない）
- ✓ **事業所の安定した経営**（一定期間で利用者がサービス利用を終了するため、安定した収入を見込みづらく、サービス継続が困難）
- ✓ **サービス終了後のフォローが不十分**（社会参加等につながらず、生活機能が再悪化するケースがある）

短期集中予防サービス　県内の取り組み状況について

R4.4.18
令和4年度地域包括ケアシステムの推進にかかる事業説明会
資料抜粋

自立支援型サービス推進事業の取組

①ＩＣＴ活用した自立支援型ケアマネジメントの推進 〔R2～〕

- ◆オムロン株式会社と連携し、高齢者の状態に応じた最適なサービス決定を支援するシステムを開発
- ◆R3はモデル9市町村において、**システムを活用し、支援が必要な高齢者を短期集中予防サービスにつなげるモデル事業を実施**
- ◆R4はさらに市町村を加え、県下でモデル事業を展開。

⇨ 生活機能改善が見込まれる高齢者を、適切にサービス利用につなげる仕組みを構築

②広報による理解促進 〔R3～〕

- ◆R3：短期集中予防サービス利用により、生活の中で出来ることが増える効果を知ってもらう動画を作成。CATVや窓口等で啓発、サービスの認知度向上を図る。
- ◆**サービス利用者本人の体験談**や、自立支援の魅力を伝える地域別講演会を開催（R3:県下4ヶ所）

⇨ 本人・家族のサービス利用の動機付けを推進

目指す姿　**地域での「自立支援のサイクル」を構築**

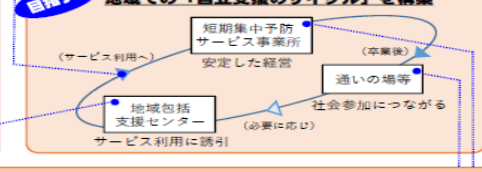

③短期集中予防サービス提供の成果を評価する制度（報酬への上乗せ）の創設 〔R3～〕

◆サービス提供による「生活機能改善」と「社会参加等へつなぐこと」の成果を評価する制度を創設する市町村へ財政支援

生活機能改善加算	生活機能維持支援加算	経営の安定化
〔要件〕サービス終了時に利用者の**生活機能が改善していること** ※動画を撮影し、地域ケア会議等で判定 〔加算〕１人あたり20,000円上乗せ	〔要件〕サービス終了時に事業所、地域包括支援センターが連携し、**通いの場やボランティアなど社会参加等へつなぐ等、生活機能を維持するための支援を行うこと** 〔加算〕１人あたり3,000円上乗せ	◆利用者7名が3ヶ月で終了、翌月7名新規利用の場合の年間収支試算 〔加算なし〕 233千円（　699千円／3年） 〔加算あり〕 877千円（2,631千円／3年） →**成果に応じ、一定の収益が見込める**

⇨ 事業所による安定的・継続的なサービス提供を支援するとともに、利用者の生活機能向上、社会参加を推進

短期集中型サービス事業

○これまでの取組

（H30年度）事業開始、事業説明会、報告会、包括別ケア会議等　（R1年度）総合事業説明会、報告会、包括別ケア会議等

（R2年度）総合事業説明会、看護ネットワーク会議、包括別ケア会議　（R3年度）管理者との協議、看護ネットワーク協議会

その他：卒業後の受け皿整備

○現状

・利用者数の伸び悩み

○課題

・住民の理解不足　・事業説明不足　・事業所数が少ない　・卒業後の受け皿　・送迎　・手間の軽減　など

R4取組予定

(1)周知・事業説明

住民向け）
・リハ職によるサロン等での健康教室
・周知動画をケーブルテレビ等での活用予定
・パンフレットの配布等

関係者向け）
・報告会や研修の開催
・フローチャートの作成

(2)加算の創設（R3～）

・生活機能改善を評価する仕組み
対象：短期集中予防サービス事業所
・社会参加等へつなぐことを評価する仕組み
対象：プラン作成者、短期集中予防サービス事業所

(3)事業所数の増設

・リハ職のいる通所事業所に対して、事業協力依頼を行う

興味のある事業所は市までご連絡ください！

(4)卒業後の受け皿

・卒業書の受け皿として。元気！いきいき☆週一体操教室をはじめとした通いの場の立ち上げを支援します

・生活支援コーディネーターも卒業後の地域へのつなぎを支援してくれます

その他

・申請は簡易申請を導入予定
・訪問型サービスCは、訪問単独でのサービスを検討中

短期集中型サービス事業の流れ①

対象者の選定

◎廃用等により日常の生活行為が困難になり、運動機能向上プログラムを中心としたサービスが必要と思われるケース（特に新規）は、本サービスを勧める。
※心疾患等、医師の指示が必要な方は、通所リハ等のサービスに繋げるものとする。
◎合意形成が取れないケースについては、他のサービスに繋げる。
◎**「事業利用申請書」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。**
主治医がいる場合は、本人に本サービスを利用することは、伝えてもらうようにする。

↓事前に通所事業所に連絡し、対応可能か、開始予定時期等の確認

申請の際には、下記をご提出ください。（電子申請可）
・様式第１号
（短期集中型サービス事業利用申請及び同意書）
・利用者基本情報
・基本ﾁｪｸﾘｽﾄ
・生活機能評価
・介護予防サービス支援計画

訪問型サービスＣによるリハビリ職の訪問

◎自宅でのＡＤＬ・ＩＡＤＬの評価、住環境を含め、課題の確認。

マネジメント会議

◎ﾌﾟﾗﾝ作成者は、訪問型サービスCの初回訪問を行ったリハ職と、訪問によるアセスメントの結果を含め、総合的課題や事業の妥当性、支援の方向性、目標設定等について検討する。その後、『介護予防マネジメント・サービス支援計画書』を作成する。

短期集中型サービス事業の流れ②

サービス担当者会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

◎リハビリ職による訪問型サービスＣのアセスメント結果を踏まえ、通所型サービスＣでの通所回数や支援内容や今後の訪問型サービスＣの方向性を決める。

サービス事業所と利用者の利用契約の締結

通所型サービスＣ開始（月始まりとする）

◎プログラムに沿って、月始まりでサービス開始
◎月に１回は体力測定を行い、利用者にフィードバックするとともに運動負荷等を調整する。
◎定期的にモニタリングし、問題点等があった場合は、サービス計画等を修正する。

必要に応じて、**訪問型サービスＣによる訪問②**（口腔・栄養指導の訪問でも可）

短期集中型サービス事業の流れ③

訪問型サービスＣによる評価訪問③

◎自宅でのＡＤＬ・ＩＡＤＬの評価、課題目標達成の確認。（卒業できそうか）

プラン作成者のモニタリング訪問

評価会議（サービス事業所、事業所リハビリ職、プラン作成者、本人、家族等）

◎状態像の確認と目標達成の評価
◎卒業後の目標と活動設定
◎卒業後の支援の方向性について確認
◎**卒業が難しいケースについては、最長６か月間まで延長できる。**
その後も、サービスが必要なケースについては、他のサービスを検討し、繋げる。

再度、「事業利用申請書」を利用希望者本人が記入してもらい、市に提出。

3か月延長

卒業証書　地域へのつなぎ、社会資源の活用、自己管理
◎自己モニタリングできるチェックシートの活用を勧める。

Ｃ型サービスの1日の流れ（例：いずみの園中央サポートセンター）

１３：３０　開始
　　バイタル、健康チェック、体操　めじろん体操等
１４：００　生活機能、下肢訓練等（60分のプログラム）
　　機器訓練開始
　　専門職による講話（口腔、栄養等）
　　体力測定
１５：３０　生活アセスメント、
　　１日の振り返り　自宅での運動課題
１６：００　終了（送迎）

（R2.2.6令和元年度短期集中型サービス報告会資料より ）

取り扱い注意

短期集中予防サービス（訪問単独）の創設について

【課題】
・送迎が難しく、利用できない地域がある
・デイサービス等の利用を嫌がる方がいる（男性や年齢が若い方等）

【サービス概要】
・廃用等により日常生活動作が困難になった高齢者に対し、リハビリテーションを中心とした専門職が高齢者の居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能・栄養状態等の向上のための助言や指導、また生活環境や生活動作の改善及び工夫に関する助言や指導を行い、再びいきいきと生活ができるように支援。（セルフケアマネジメント・セルフモニタリングの定着も支援）

【対象者】
・要支援1・2、事業対象者

【期間】
・3か月間（最長6か月）

【料金】
・6,600円／回（所得に応じて、1～3割の自己負担あり）

事例の紹介

対象者氏名		８１歳、男性
対象者介護度		要支援２　チェックリスト　点数（22点）　（新規）
対象者の概要	廃用の原因	腰痛悪化、ヘルニアにて入院加療
	既往歴	高血圧、パーキンソン病、脊柱管狭窄症、腰椎ヘルニア手術、頚椎手術、手のしびれ、糖尿病
	認知症の有無	無
	主治医の意見	H30.9　腰痛、右下肢痛、ブロック注射にて軽減。神経根ブロック4回施行したが、疼痛悪化。腰椎ヘルニア手術後のC型通所を利用。
	頻度の理由	今までは室内を這って移動していた。畳からの立ち上がりも困難で椅子の生活。3ヶ月間に、機能改善をはかっていきたい
	目標	グランドゴルフの再開
実施期間		平成31年2月1日～平成31年4月31日　（週２回）

（R2.2.6令和元年度短期集中型サービス報告会資料より ）

ご清聴ありがとうございました

別冊　　10.校区別社会資源リスト　（R4.3.1）

地区	南部	北部
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 〇介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●金谷鶴亀サロン（南部まちなみ交流館・毎月第2月曜日） ●小祝サロンひだまり(小祝老人憩の家・毎月第2日曜日） ●サロンはなみずき（南部まちなみ交流館・毎月第4金曜日） ●サロンなんぶ（南部公民館・毎月第4火曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎小祝元気体操クラブ（小祝老人憩の家・毎週金曜日） ◎南部健康体操クラブ（南部公民館・毎週金曜日） ◎かぼす体操くらぶ（南部まちなみ交流館・毎週火曜日） ◎片端町倖会（片端町集会所／毎週水曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 〇オレンジカフェむらかみ(通所リハ　エルダーカマー） 【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター ●小祝よりあ（小祝憩いの家・毎月最終水曜日）	【サロン】 主催：住民 ●北部校区なぎさサロン（新大塚老人憩の家／毎月第3土曜日） ●よねやまセルフサロン ふれ愛（米山老人憩の家／毎月第1・3火曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎蛎瀬あじさいクラブ（蛎瀬集会所（八坂神社境内）／毎週木曜日） ◎米山めだか体操クラブ（米山老人憩の家／毎週火曜日） ◎ゆきちげんきの会（北部集会所／毎週火曜日） ◎さんさん体操クラブ(北部公民館／毎週水曜日）
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	□城下町（南部公民館・第2金曜日昼配食）　地区：京町・新古博多町・古魚町・片端町・殿町・2･3丁目 □えびすの会（南部まちなみ交流館・第3金曜日昼配食）　地区：諸町・外馬場・新魚町・東堀端・江三竹・萱津 □えみの会（小祝老人憩いの家・第3木曜日昼会配食）　地区：小祝　本町　上方町　中島 □さざ波会（小祝老人憩いの家・第2木曜日昼会食）　地区：小祝港町　新町　中島一部	
③住民型有償サービス 窓口●社協	●南部さくらサービス	●北部えがおサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●「南部校区地域福祉ネットワーク協議会ぽけっと」 情報紙発行、役員会、研修会、総会、、サロン支援	

地区	豊田	沖代
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 〇介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●地域サロン「福ろうの家」（毎週火・金曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎上宮永元気クラブ（市営上宮永住宅集会所／毎週木曜日） ◎中殿健康クラブ（中殿貴船神社集会所／毎週火曜日） ◎下宮永健やか体操クラブ（下宮永集会所／毎週火曜日） ◎上宮永週一体操教室(豊田公民館／毎週木曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 〇オレンジカフェなかつ(ふるかわメディカルクリニック)	【サロン】 主催：住民 ●地域サロン「すずめの家」（すずめの家／毎週火・金曜日） ●地域サロンのじこ（沖代公民館／毎週木曜日） ●サロンひまわりの種（すずめの家／毎月1回日曜日／対象・聴覚障がい者） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎沖代中一クラブ（まなびん館／毎週火曜日） 【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター ●シニアほっと元気ステーション「沖代よりあ」（介護・認知症）（すずめの家/年6回） ●沖代ミント(次世代のつながる場）（すずめの家/第3水曜日） 【その他】 ●鈴の音（障がい者のサロン）（教育福祉センター/毎月第3水曜日）主催：社協 ●てくてく（障がい児・者余暇活動）（教育福祉センター/毎月1回日曜日） 主催：社協
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	□福寿会（豊田公民館／第1水曜日 地区：上宮永3丁目 夕配食）	□秋桜子（沖代公民館・第1水曜日夕 地区：中央町 沖代町 配食）
③住民型有償サービス 窓口●社協		●沖代どんぐりサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●豊田校区地域福祉ネットワーク協議会【生き活き・豊田】	●沖代校区地域福祉ネットワーク協議会 沖代公民館にて毎週水曜日事務局「あいがも」開設 情報紙発行（年3）、総会・研修会（年1）、事務局会議（毎月）、HP開設 各種団体の事務補助作業、パトロール犬の取り組み

地区	小楠	鶴居
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 〇介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●地域サロン「こまどりの家」（こまどりの家/毎週月・土曜日） ●サロン「百歳（ももとせ）」（さんくす事務所/毎週水曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎楠クスくらぶ（小楠コミュニティーセンター／毎週木曜日） ◎一ッ松ニコニコ健康クラブ（一ッ松地区集会所／毎週金曜日）	【サロン】 主催：住民 ●万田きずなの会（万田集会所／毎月第2月曜日） ●湯屋仲良しクラブ（湯屋公民館/毎月2回） ●スマイルサロン（南高瀬公民館／毎月第3土曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎高瀬太陽クラブ（鶴居文化センター／毎週木曜日） ◎万田めじろん体操教室（万田地区公民館／毎週水曜日） ◎上ノ原健康クラブ（上ノ原区民館／毎週火曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 〇オレンジカフェ三歩（特別養護老人ホーム悠久の里） 【その他】 ・男性料理教室（湯屋公民館/毎月） 主催：三光園
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	□あやめ会（西大新田集会所・第2水曜日夕配食） 地区：西大新田 □わらび会（東大新田集会所・第3木曜日夕配食） 地区：東大新田 □ひがしはま（東浜集会所・第2金曜日夕配食） 地区：東浜 □うしがみ（牛神集会所・第2木曜日昼配食） 地区：牛神1・2・3・4丁目 □一ツ松（一ツ松集会所（絆）・第1木曜日夕配食） 地区：一ツ松	□ねぎの会（鶴居コミュニティーセンター・第4水曜日夕配食） 地区：湯屋・東・西・北 □人参クラブ（南高瀬公民館・第3土曜日昼配食） 地区：南高瀬 □もみじ（鶴居コミュニティセンター・第4木曜日夕配食） 地区：上万田 中万田 下万田北
③住民型有償サービス 窓口●社協	●小楠さんくすサービス	
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●小楠校区地域福祉ネットワーク協議会「OGUSU友愛2017」 （定例会は年3回）	

地区	大幡	如水
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●黒水ふれあいいきいきサロン（黒水生活改善センター／月１回） ●榊原元気クラブ（榊原公民館／毎月２５日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎中原のぞみ会週一体操教室（中原公民館／毎週木曜日） ◎大悟法週一健康体操（大悟法老人憩の家／毎週金曜日） ◎稲男健康体操クラブ（稲男集会所／毎週火曜日） ◎大貞公園元気体操クラブ（大貞公園集会所／毎週木曜日） ◎八幡ほがらか健康クラブ（八幡町集会所／毎週水曜日）	【サロン】 主催：住民 ●地域サロン「つばめの家」（つばめの家／毎週月曜日） ●如水ふれ愛の会（如水公民館／毎月第４火曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎上如水団地健康クラブ（上如水団地集会所／毎週水曜日） ◎如水めじろん体操（如水コミュニティーセンター／毎週金曜日）
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	□ひまわりの会（八幡町集会所・第２木曜日夕配食）　地区：八幡町 □さくら（大貞公園集会所・第４水曜日夕配食）　地区：大貞公園 □みすみ会（大悟法老人憩の家／第３水曜日夕配食）　地区：大悟法	□やまばと会（如水コミュニティーセンター・第３土曜日夕配食）　地区：下池永 □あけぼの会（如水コミュニティーセンター・第２木曜日夕配食）　地区：如水
③住民型有償サービス 窓口●社協	●大幡まこもサービス	
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●地域福祉ネットワーク協議会「大幡福祉の会“輪”」定例会（毎月１回） 研修会（年１回）、災害時要援護者マップの作成・更新、 社会資源リストの作成・更新	

地区	三保	和田
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●古森シルバーサロン（古森集会所／毎月第3土曜日） ●黒川地区「ひばり会」（黒川地区集会所／毎月第3土曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎黒川健康クラブ（黒川集会所／毎週土曜日） ◎田中にこにこクラブ（田中集会所／毎週月曜日） ◎草場クラブ（草場公民館／毎週火曜日） ◎北原サンサン健康クラブ(北原地区生活改善センター／毎週水曜日）	【サロン】 主催：住民 ●陽だまりサロン（田尻老人憩いの家／毎月第4水曜日） ●諸田竹林元気クラブ（諸田区集会所／毎週第3木曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎諸田竹林元気クラブ（諸田区集会所／毎週木曜日） ◎小路おげんきクラブ（小路地区集会所／毎週火曜日） ◎陽だまり元気クラブ（田尻老人憩の家／毎週金曜日）
②給食ボランティア 窓口 □民生委員		□なでしこ（田尻老人憩の家・第4土曜日昼配食）　地区：田尻上・中・下，新開 □たんぽぽ（小路集会所・第3水曜日昼配食）　地区：諸田
③住民型有償サービス 窓口●社協		
④地域の情報共有の場 窓口●社協		

地区	今津	三光
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 〇介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●福祉ボランティアキューピット（今津コミュニティセンター／月１回） ●うえのサロン（植野公民館／月2回） ●エンゼルスクール（今津小／月１回） ●ふれあいサロンあい☆いまづ（今津コミュニティセンター／年３回） ●鍋島地区ふれあいいきいきサロン（鍋島拠点施設／年３回） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎植野健康クラブ（植野公民館/毎週木曜日） ◎野依健康体操（野依集会所/毎週木曜日） ◎犬丸いきいきクラブ（犬丸集会所/毎週水曜日） ◎えびす元気いきいき週一体操今津教室（今津区集会所/毎週木曜日） ◎停車場いきいき週一体操（今津コミュニティセンター/毎週水曜日） ◎いきいき赤迫健康クラブ（赤迫集会所/毎週木曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 〇オレンジカフェさわらび（特別養護老人ホームさ蕨） 〇オレンジカフェよりみち（よりみちCafé） 【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター ●「まったり庵」(大人数の場に行きずらい方）（今津拠点/第３火曜日）	【サロン】 主催：住民 ●森山いきいきサロン（森山集会所／毎月第3金曜日） ●上秣いきいきサロン（上秣営農研修センター／毎月第4火曜日） ●下秣いきいきサロン（下秣集会所／毎月第1月曜） ●上深水いきいきサロン（上深水公民館／毎月第4水曜日） ●いきいきサロン上田口（上田口多目的集会所／毎月第4月曜日） ●下田口いきいきサロン（下田口集会所／毎月第2水曜日） ●諫山いきいきサロン（諫山公民館／月1回、月・水・金のいづれか） ●いきいきサロン下深水（深水活性化センター／毎月第1月曜日） ●原口いきいきサロン（原口公民館／毎月第2火曜日） ●臼木いきいきサロン（臼木集会所／毎月第2火曜日） ●小袋いきいきサロン（小袋研修センター／毎月第3木曜日） ●西秣いきいきサロン（西秣集会所／毎月第3水曜日） ●土田いきいきサロン（土田公民館／毎月第3木曜日） ●成恒いきいきサロン（成恒集会所／毎月第2木曜日） ●佐知いきいきサロン（真坂活性化センター／毎月第1金曜日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎森山健康クラブ（森山地区多目的集会所/毎週火曜日） ◎成恒健康クラブ（成恒集会所/毎週火曜日）） ◎上秣健康クラブ（上秣営農集団センター/毎週木曜日） ◎うすぎ健康でいようクラブ（臼木多目的集会所／毎週木曜日） ◎下秣いきいき健康クラブ(下秣公民館／毎週月曜日） ◎土田長寿クラブ（土田公民館／毎週木曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 〇オレンジカフェ三光(三光コミュニティーセンター） 〇ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外） 【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	□いちごの会（今津コミュニティセンター・第3金曜夕配食）　地区：鍋島　停車場 □ちぐさの会（今津コミュニティセンター・第3土日昼配食）　地区：野依　植野　赤迫　今津	□たけのこの会（三光コミュニティセンター・第１月曜夕配食）　地区：三光
③住民型有償サービス 窓口●社協	●今津支え合いサービスすみれ	●三光こすもすサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協		●三光地区地域福祉ネットワーク協議会「ふくしの里"ややま"」

地区	本耶馬渓
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 〇介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●地域サロン「はちどり庵」（はちどり庵／毎週月・木曜日） ●折元お楽しみ会（折元集会所／毎月第3月曜日） ●たのしみ会（多志田冠石野地区集会所／毎月第3金曜日） ●にこにこサロン下曽木（下曽木地区集会所／毎月25日） ●やかたいきいきサロン（やかた田舎の学校／毎月第4火曜日） ●ひだ悠遊サロン（樋田公民館／毎月第3金曜日） ●サロンなでしこ（東谷集会所/毎月15日） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎東谷健康クラブ（東谷公民館/毎週水曜日） ◎はちどり庵健康クラブ（樋田酒店　酒蔵/毎週木曜日） ◎六所健康クラブ（六所センター／毎週水曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 〇オレンジカフェほんやばけい(喫茶　音猫) 〇オレンジカフェかえで（特別養護老人ホームかえで） 〇ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外)
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	
③住民型有償サービス 窓口●社協	●本耶馬渓ひまわりサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協	

地区	耶馬渓
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●伊福いきいきサロン（伊福公民館／毎月25日） ●宮園楽しもう会（宮園公民館／毎月第2・第4水曜日） ●島お楽しみ会（下郷公民館／月1回不定期） ●柾木よろうちたのしむ会（柾木集落多目的集会所／毎月第3火曜日） ●長岩サロン（旧長岩小学校教室／毎月15日） ●天満いきいきサロン（内山上ノ原公民館／毎月第4日曜日） ●不動岩いきいきサロン（深耶馬渓東多目的集会所／毎月第3水曜日） ●大久保OKサロン（金吉大久保改善センター／毎月第1日曜日） ●原井いきいきサロンあじさい会（原井生活改善センター／毎月第2火曜日） ●ふれあいサロン「かみとばる」（上戸原生活改善センター／月1回不定期） ●ロノ林サロン「さかしい会」（ロノ林営農研修センター／毎月第3日曜日） ●いきいきサロンさくらグループ（小柿山公民館／随時） ●おしゃべりBAR（大野中央公民館／毎月第2土曜日） ●ふれあいサロン「たっとまり」（下戸原公民館／毎月第1土曜日） ●ふれあいサロン「一ツ戸」（一ツ戸公民館／毎月第3水曜日） ●サロン橋本（橋本公民館／月1回土曜日） ●サロン「若宮」（上宮ノ馬場自治公民館／毎週月・火曜日） ●柿坂サロン「なごみ」（柿坂自治公民館／毎月第3土曜日） ●だいだいクラブ（まーちゃん家／毎月第3火曜日） ●家籠ふれあいサロン（家籠生活改善センター／毎月第1火曜日） ●サロン中村（中村営農研修センター／毎月第1水曜日） ●ノーソンサロン（耶馬渓ノーソンくらぶ／毎月第2水曜日） ●サロン隋雲寺（隋雲寺公民館／第4月曜日） ●鎌城老人会「ほほえみクラブ」（鎌城公民館／不定期） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎下郷楽しもう会（宮園地区公民館／毎週水曜日） ◎若宮元気になろう会（上宮ノ馬場公民館/毎週火曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 ○オレンジカフェやばけい(やすらぎ荘ディルーム) ○ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外) 【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター ●おでかけ耶馬渓よりあ（サロンボラを元気に）（各４公民館等/第２月曜日）
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	
③住民型有償サービス 窓口●社協	●耶馬渓たんぽぽサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協	・耶馬渓地域福祉ネットワーク会議

地区	山国
①住民同士のつながりの場 窓口 ●社協 ○介護長寿課 ◎介護長寿課、包括 □民生委員	【サロン】 主催：住民 ●平小野「コロナ」サロン（平小野改善センター／毎月第3木曜日） ●吉野けんこう隊さろん（吉野公民館／毎月第2・第4水曜日） ●小屋川お楽しみ会（小屋川公民館／毎月第2・第4金曜日） ●守実公民館元気クラブ（主に守実公民館／毎月第3水曜日） ●市平あぜみち（市平地区集会センター／毎月第1木曜日） ●春田ふれあいサロン（春田生活改善センター／毎月第3水曜日） ●大杉の会（庄屋村公民館／毎月第2月曜日） ●中摩ふれあいサロン（中摩コミュニティセンター／4・7・9・2月の日曜日） ●蔦ヶ城サロン（神谷公民館／毎月第4金曜日） ●長尾野ふれあいサロン（長尾野公民館／毎月15日） ●前谷地区ふれあいサロン（槻木交流センター／毎月第4水曜日） ●たいしょう陣（旧溝部小学校／毎月第3土曜日） ●すみれ会（草本公民館／年8回、第1金曜日） ●上村なかよしサロン（宇曽公民館／毎月第3金曜日） ●婦人警防藤野木班やすらぎ（成政公民館／毎月第3月曜日 ●犬王丸ふれあいサロン（犬王丸公民館／毎月第2水曜日） ●みさとサロン（宇曽集落センター／毎月第2金曜日） ●殿畑の会（台・羽高・岩伏公民館／毎月第3木曜日） ●いきいきサロン守実（空き家／毎週1回） 【週一体操教室】 主催：住民 ◎朝陽健康クラブ（山国福祉センター／毎週月曜日） ◎守実健康クラブ（守実公民館／毎週金曜日） 【オレンジカフェ】 主催：包括 ○オレンジカフェやまくに(山国社会福祉センター) ○オレンジカフェつきのき(中津市槻木交流センター) ○ストリートオレンジカフェみなと(駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外) 【シニアほっと元気station"よりあ"】 主催：生活支援コーディネーター ●山国よりあ（孤食予防）（山国社会福祉センター/毎月１回月末）
②給食ボランティア 窓口 □民生委員	
③住民型有償サービス 窓口●社協	●やまくにつゆくさサービス
④地域の情報共有の場 窓口●社協	●地域福祉ネットワーク協議会"源流の郷"やまくに福祉の会

高齢者の自立を支援する短期集中の取り組み

対象者の把握とケアマネジメント

2022.4.22　竹田市地域包括支援センター

短期集中事業をどうとらえていますか？

行政（実施主体）	・3か月間の介入で改善を実感し、生活機能の向上につなげられる ・これ以上悪化せず、生活や楽しみが続けられる	自立支援 重度化防止 対象者把握
住民（対象者）	・元気で過ごせるためのサービスや事業を活用 ・自分で元気になる	介護予防から 健康づくりへ
包括支援センター	・対象者把握 ・できにくくなった日常生活と低下した機能を見極め支援	介護予防から 健康づくりへ 自立支援ケア マネジメント
事業所	・機能向上（行程分析と運動指導、評価、リスク管理）	生活課題の改善、元気を維持するためのセルフケア指導

対象者を把握する！

自記式による基本チェックリストで
申請のある人？？？何人いる？

本人家族からの他に

通いの場で年1回
チェックリスト

高齢者訪問相談から
（対象者把握事業）

出前講座から
（フレイル啓発）

チェックリストの結果をシステム管理（高齢者福祉課）→包括へ

健康増進、後期高齢部署
（フレイル検診など）の
一体化事業から

認知症対策関連事業（いきいき運転教室など）や総合相談から

効率的なケアマネジメントのために

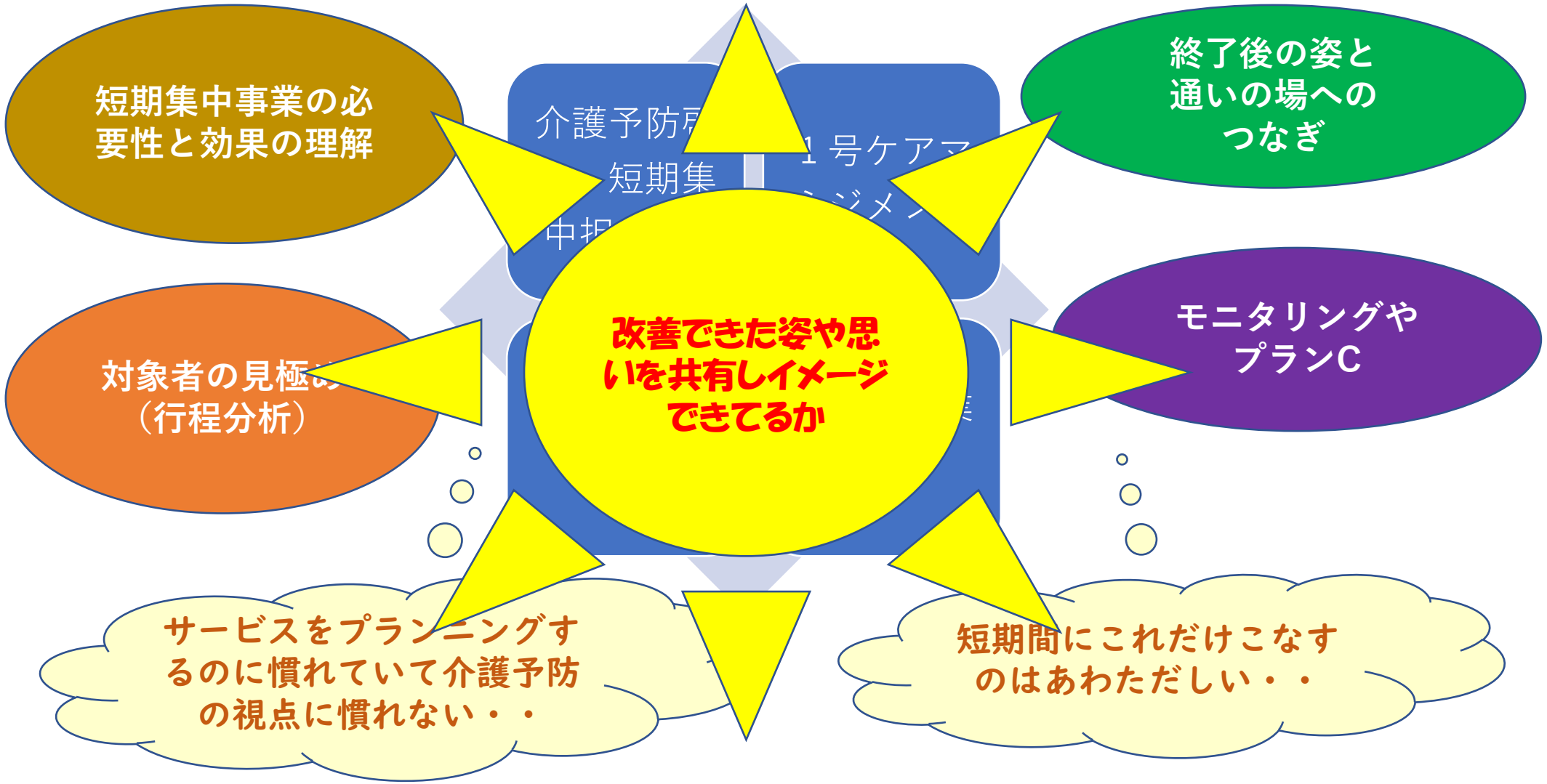

短期集中事業の利用状況

対象者把握

（チェックリスト再確認）

→

アセスメント、マネジメント契約、オムロン同意書

→

事業所と初回訪問

動画撮影、オムロン行程分析確認

→

開始時支援会議

↓

事業参加

→

中間評価

中間支援会議

→

事業と訪問、

最終評価

→

終了時支援会議

↓

モニタリング

プランC

この行程を4か月程度で行っています

めちゃくちゃあわただしい

【床からの立ち上がり　81歳・男性】

通所C開始前

体幹や下肢の柔軟性が低く、両手を体の横に着くことができない。四つ這い姿勢になれない。長座位保持が困難。

通所C終了時

ケアマネのつぶやき

卒業できてよかった。歩行器利用卒業でき、買い物に行けるようになった。自分のやりたいことにつながった。働けるかもしれない。ヘルパー卒業できた。

短期のアセスやプランは他より少なくて楽、ICTに慣れれば問題ない
複写できるので改善点が分かる

C型はフレイルに特化し、運動機能の改善目標が明確で取り組みやすいが、ICTは必要と分かっているが苦手意識ある・・

3か月間の間にアセスから評価とあわただしい

サービスをマネジメントすることに慣れていて、目標設定が難しい

事業所のつぶやき

改善目標が具体的だと支援しやすく評価しやすい

改善していくと本人が意欲的になり、その変化を喜んでくれるのでやり甲斐を感じる

送迎能力が限られ、利用者を選択することになり残念！

事業所の対応と現状

- 参加意欲があり改善の可能性がある対象者か

- 目標に対する合意形成がしっかりとできているか
- 事業受託が成立する（赤字なく）

- 機能が維持される基盤があり継続できるか

高齢者（事業）を包括的ささえる
基盤づくりが継続のカギ

一般介護予防と健康づくり

介護予防

要介護認定